



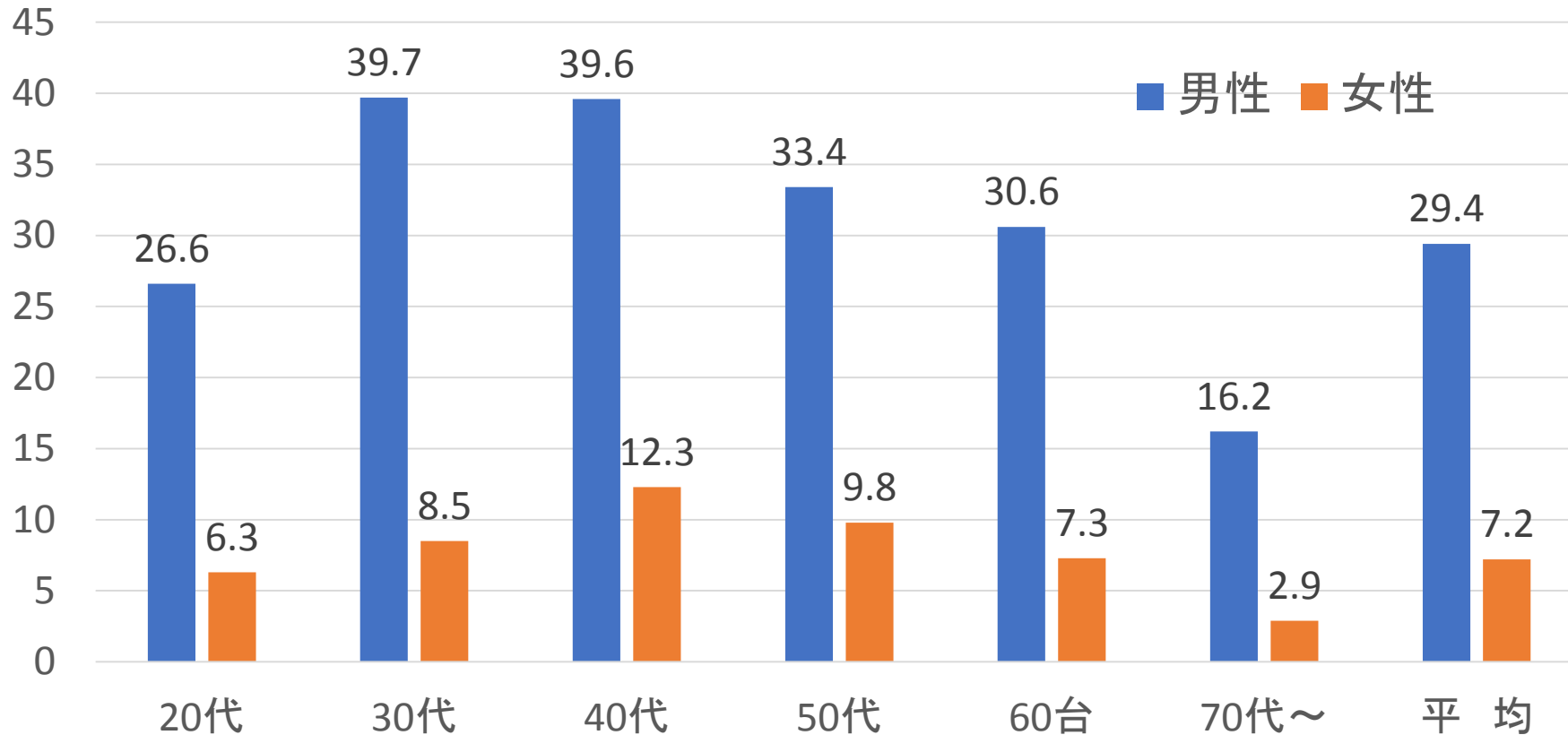
受動喫煙による健康影響と  
受動喫煙防止対策の推進について

# 1. はじめに

---

受動喫煙による健康影響と受動喫煙防止対策の推進について  
健康影響と国・都の取組みについて

## 平成29年 喫煙習慣者（性・年齢階級別）



現在習慣的に喫煙している者の割合は、**17.7%**であり、男女別にみると男性 29.4%、女性 7.2%である。この10年間でみると、いずれも有意に減少している。年齢階級別にみると、30～40歳代男性では他の年代よりもその割合が高く、約4割が習慣的に喫煙している。

**成人喫煙率（厚生労働省国民健康栄養調査）**



## COPD : 慢性閉塞性肺疾患



COPD（慢性閉塞性肺疾患）を知る～あなたの肺、おいくつですか？～(1.COPDとは)

tokyo  
東京都 チャンネル登録 8,351

視聴回数 828 回

<https://www.youtube.com/watch?v=KjKqebNnDTM>

# NHK クローズアップ現代



20141126クローズアップ現代「忍び寄る病 ～“COPD”の脅威」

<https://www.youtube.com/watch?v=ZIA0uhzNFTw>

没年月日 (2018-07-02)

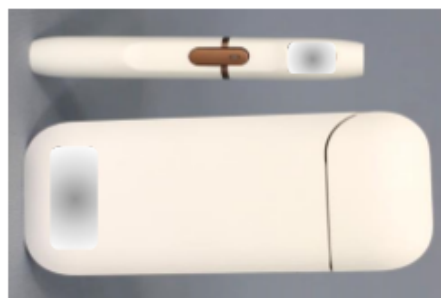
2018.1.30 厚労省公表

## 加熱式たばこ について

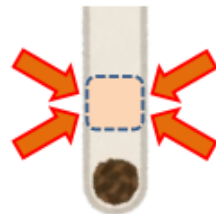
### 加熱式たばことは

- たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるもの。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なる。
- 日本国内では、平成26年より順次発売が開始されている。
- 副流煙はほとんど発生しない。

#### 現時点で販売されている加熱式たばこの専用機器（3種類）



- たばこを専用機器で直接加熱し喫煙する。
- 加熱温度は約350℃以下



- たばこを専用機器で直接加熱し喫煙する。
- 加熱温度は約240℃



- 専用液を加熱することで発生させた煙を、たばこ葉を含むカプセルを通過させて喫煙する。
- カプセル内の温度は約30℃

〔参考〕 紙巻きたばこの燃焼温度：700～900℃

## 現時点での評価

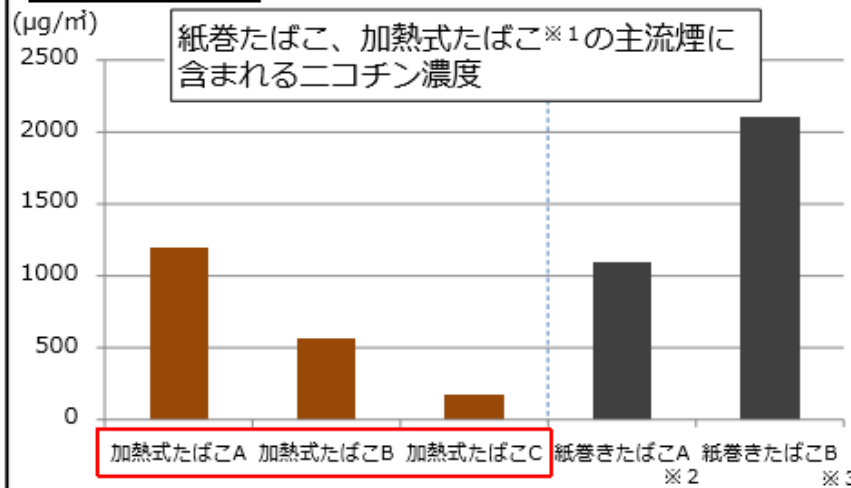
加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らか販売されて間もないため、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。

このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要

### 〔現時点までに得られた科学的知見〕

- 加熱式たばこの主流煙には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。
  - 加熱式たばこの主流煙に含まれる主要な発がん性物質\*の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない。
  - 加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。
- \*現時点で測定できていない化学物質もある

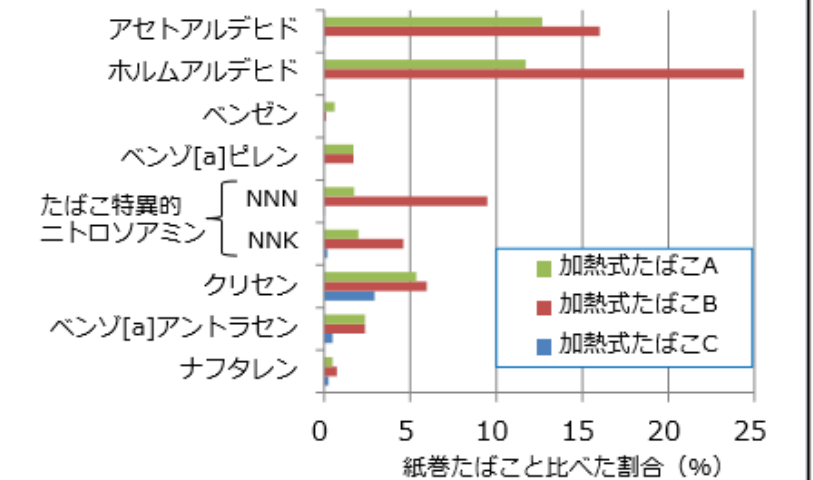
#### 主流煙の成分



※1：12回吸引（紙巻たばこで概ね1本に相当する吸引回数）  
 ※2・※3：試験研究用の紙巻たばこ参照品（※2：1R5F ※3：3R4F）

厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」

#### 加熱式たばこ主流煙中の発がん性物質の一例 (紙巻たばこ\*3の主流煙に含まれる各成分量を100%としたときの割合)



#### 喫煙時の室内におけるニコチン濃度

- 主流煙において紙巻たばこと同等程度含まれるものがある「ニコチン」を測定。
- 同一条件下（換気のない狭い室内で喫煙した場合）で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻きたばこ（1,000～2,420 µg/m³）に比べ、加熱式たばこ（26～257 µg/m³）では低かった。

国立がん研究センター委託事業費「たばこ情報収集・分析事業」による調査

### 〔現時点での評価〕

・加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。



一般社団法人  
日本労働安全衛生コンサルタント会  
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

日本労働安全衛生コンサルタント会は、  
労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

[HOME](#)[本会について](#)[コンサルタントのご利用](#)[入会案内](#)[講習会・研修会](#)[コンサルタント試験](#)[刊行物](#)[サイトマップ](#)

## 職場における受動喫煙防止対策に関するご相談

(平成30年度厚生労働省委託事業)

[受動喫煙防止対策で相談のある事業場の皆様へ](#)

4月13日より本年度の事業を始めることとなりました。たくさんのお問い合わせをお待ちしております。

受動喫煙防止に関する ①相談窓口 ②実地指導 ③説明会 ④講師派遣などを無料で行っていきます。気軽にご利用ください。

■専門家による相談窓口 (電話、メールでどうぞ)

相談事例の詳細 → [こちらから](#)

電話相談の受付時間 平日9～12時、13～17時

電話相談窓口の番号 050-3537-0777

※建物の構造、階数、床面積、従業員数などが分かる資料をお手元にご準備の上お電話ください。

※番号をお確かめの上、お間違えのないようお電話ください。

メールによる相談

注) メールによる相談については、電話により回答することになっておりますので、相談内容を簡潔にお書きいただくとともに、必ず担当者名・事業者名・連絡先電話番号を明記してください。

なお、メールによる回答を希望する方はその旨お書きください。

[入会のご案内](#)[会員専用ページ](#)

平成29年度厚生労働省委託事業「安全管理支援事業」  
小売業・飲食店の事業主の皆様へ  
トップセミナー開催のお知らせ

職場における受動喫煙  
防止対策に関する相談窓口

平成30年度厚生労働省委託事業  
ロールボックスパレットに係る安全作業講習会  
開催のご案内 (無料)

荷役災害防止のための診断結果  
～好事例と改善アドバイス～

[講習会・研修会](#)[刊行物](#)[お役立ちツール](#)[リンク](#)

受動喫煙防止  
対策コンサル  
タント会HP  
電話番号  
050-3537-0777



## 2. 1 職場の受動喫煙防止対策の現状

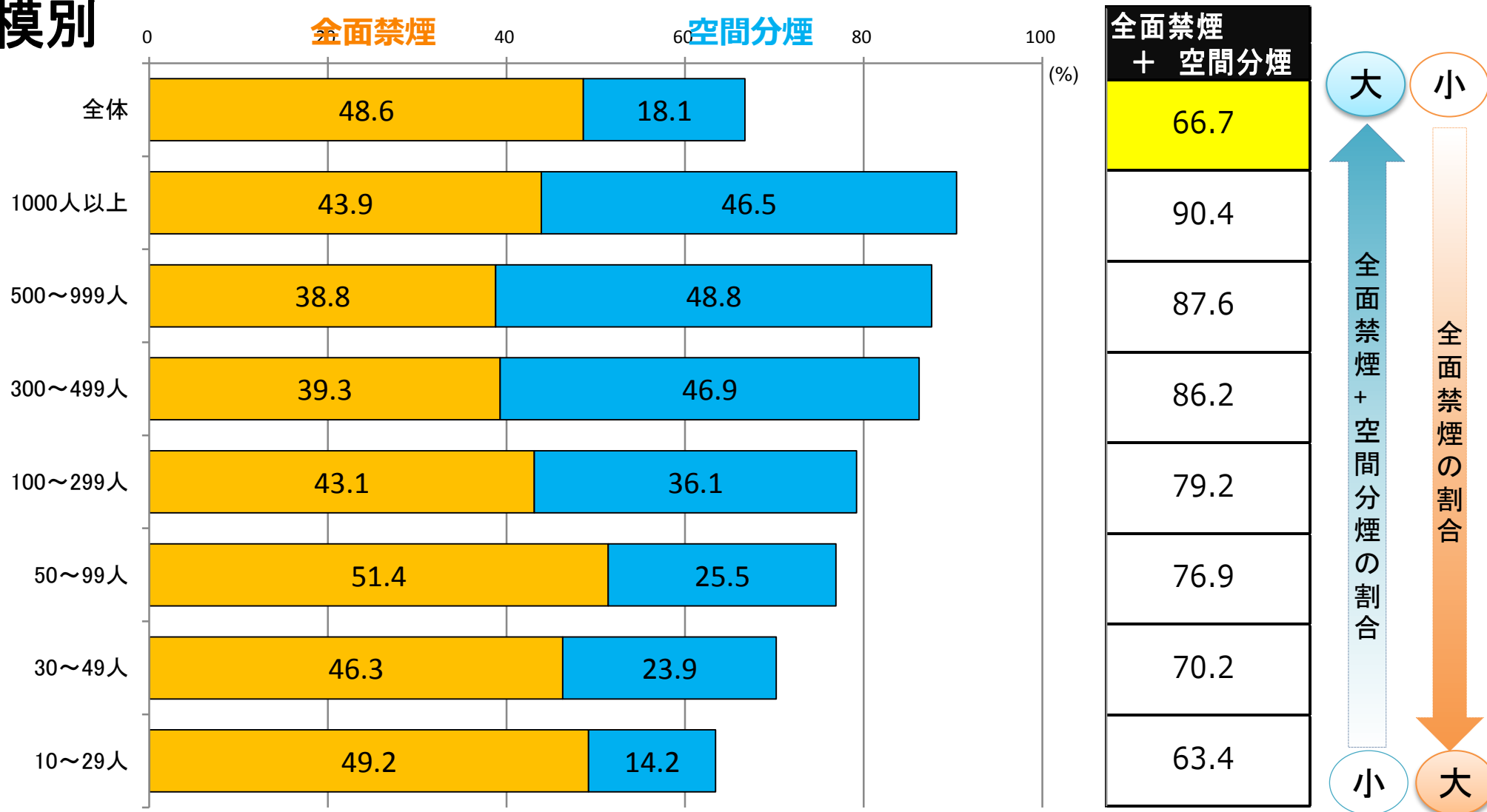
---

～ 厚生労働省の統計調査を読み解く ～

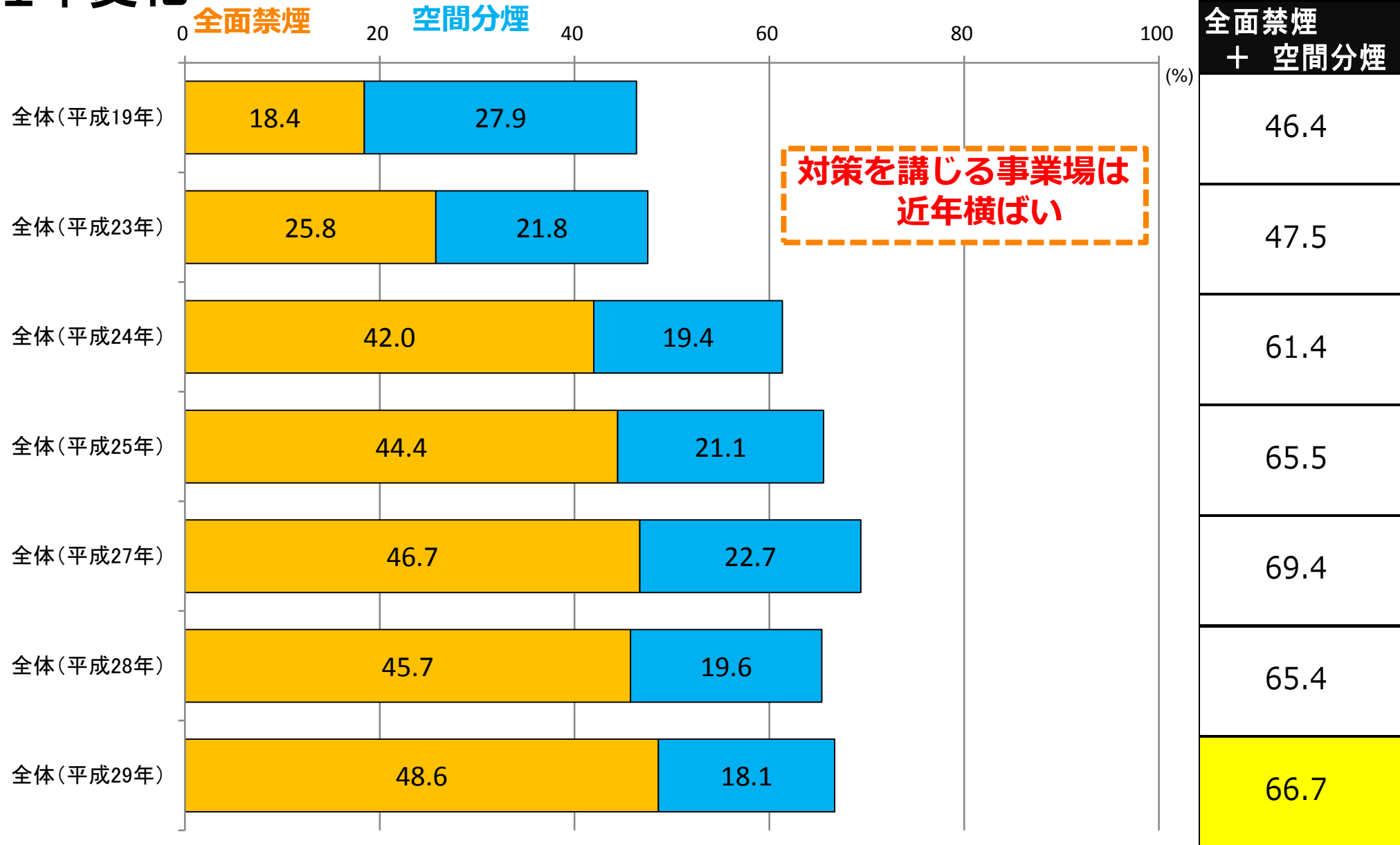
# 職場の受動喫煙防止対策の実施状況

## (1) 事業所での対策の実施状況(事業者回答)

### ○ 規模別

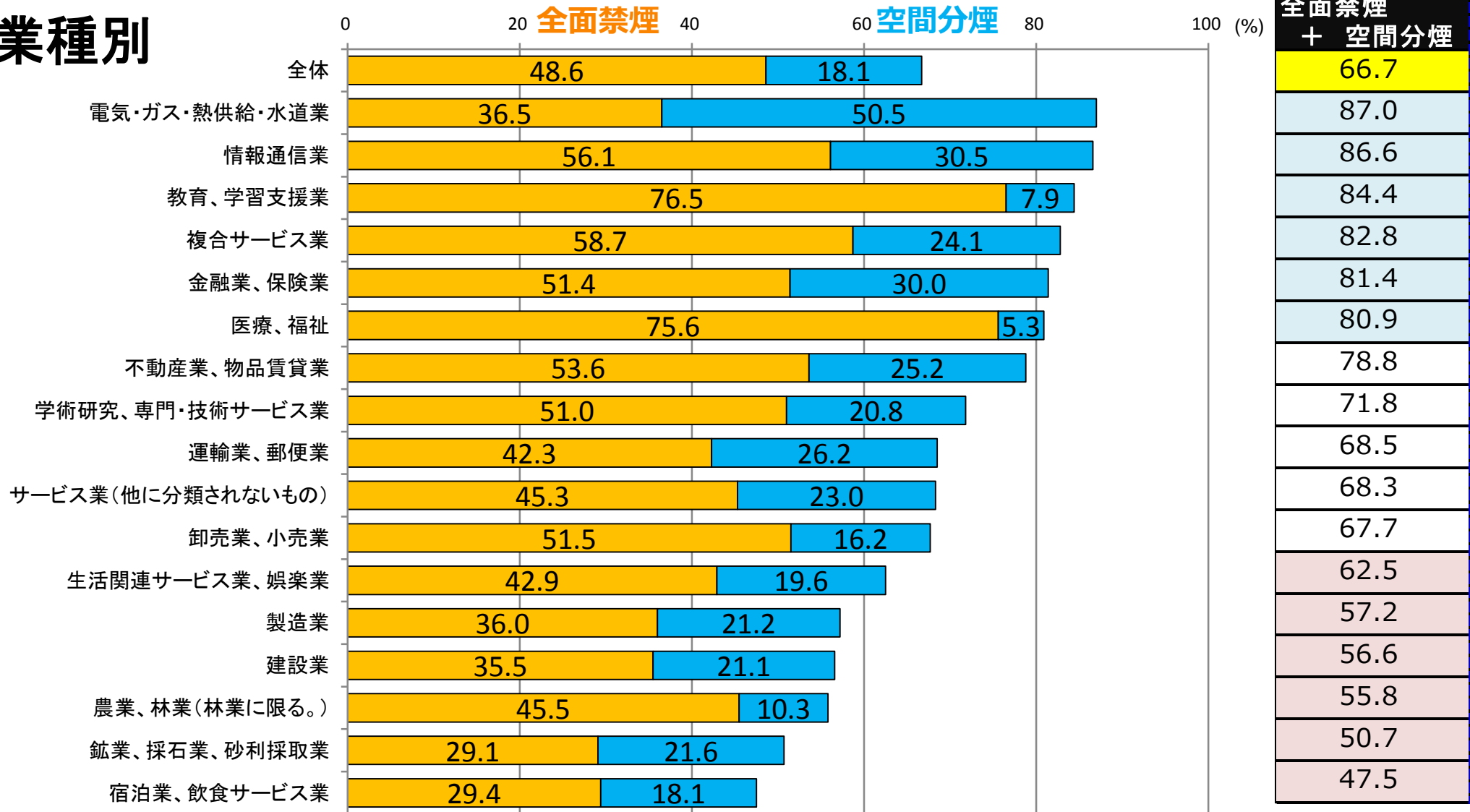


# ○ 経年変化

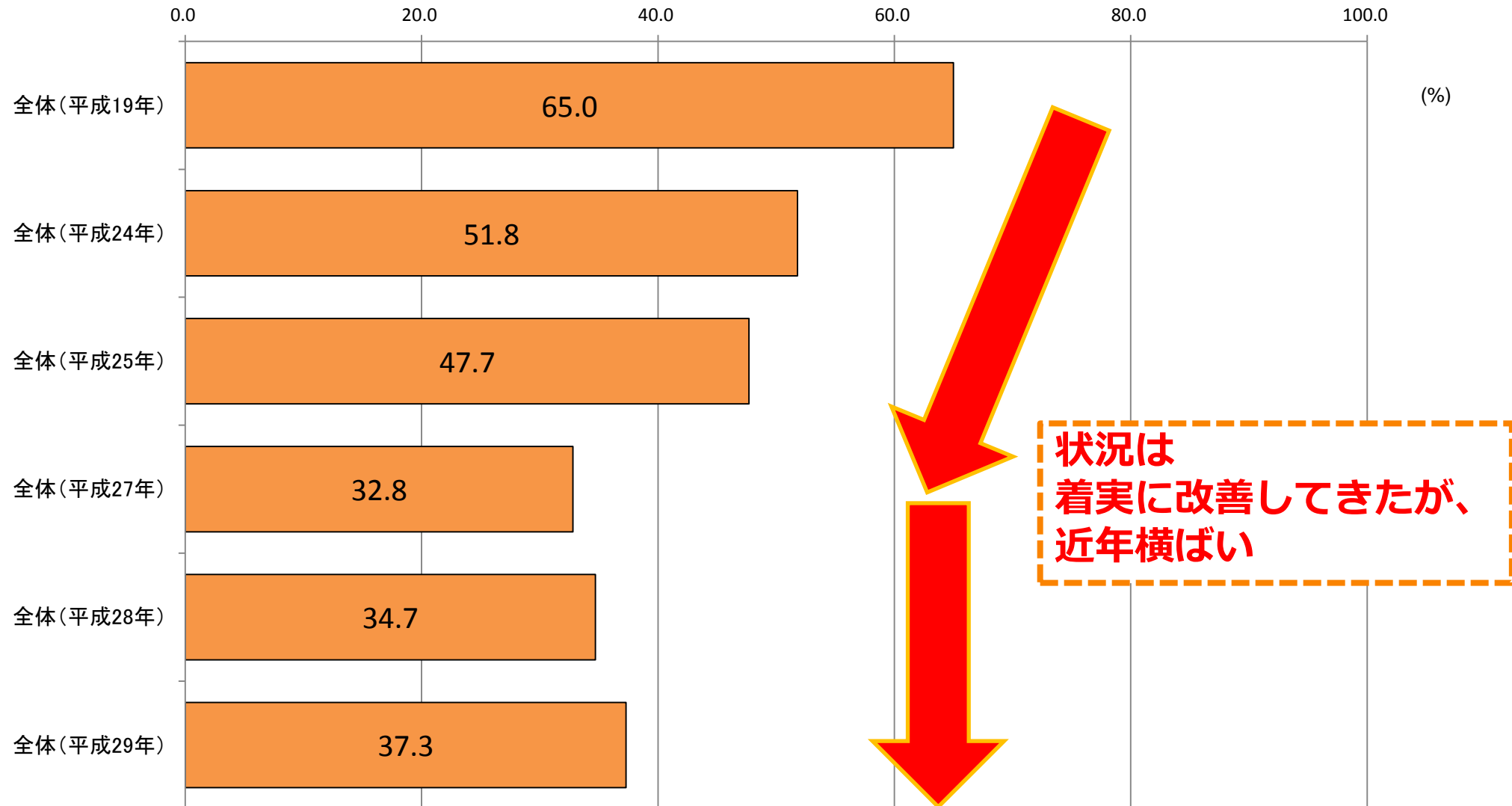


- ・業種によって、取組み状況に差がある。
- ・接客系、土木系の業種と製造業について、対策が遅れている傾向にある。

## ○ 業種別



## (2) 職場で受動喫煙を受けている労働者の割合(労働者回答)



※平成27年調査では、質問文中に補足説明として「職場内の定められた喫煙区域内において、自分が喫煙している時に他の人のたばこの煙を吸引することを除く」と加えたことから、経年比較には注意を要する。

## 2. 1 職場の受動喫煙防止対策の現状

- 受動喫煙が死亡・疾病を引き起こすことは科学的証拠により明確に証明されている

(「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」より)

- ・ IARC (国際がん研究機関) の発がん性分類 グループ 1
- ・ 日本国内で年間約 1万5000人 が受動喫煙が原因で死亡と推計  
(平成27年度厚生労働省科学研究費補助金「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」)

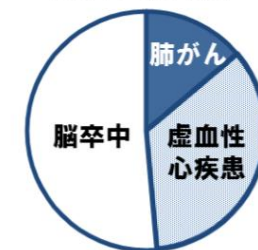
- いまだ約30%の労働者が職場で受動喫煙を受けている

**職場の受動喫煙防止対策の推進が必要！**

受動喫煙による年間死亡数推計値

男性：4,523人

女性：10,434人



## 2. 2 受動喫煙防止に関する法令・条約

---

～ 世界の動向、日本の動向 ～

## 2. 2 受動喫煙防止に関する法令・条約

### (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）

- 平成15年施行。多数の者が利用する施設の管理者に、受動喫煙防止対策に努めることを求めている（保護対象は施設利用者）。
- 平成22年2月の健康局長通知では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」と示している。
- 改正健康増進法では飲食店においては、客室面積100㎡を超える場合、原則禁煙で、喫煙室を設けた場合、喫煙室での喫煙は認められる。（平成30年法律第78号）※都条例では、飲食店においては従業員がいる場合、原則禁煙

#### 【第25条】

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。



## 2. 2 受動喫煙防止に関する法令・条約

### (2) 労働安全衛生施策

#### ① 快適職場指針（平成4年）

- 労働災害防止のための最低基準の遵守だけでなく、快適な職場環境の形成によって、労働者の安全と健康を確保することが、事業者の努力義務とされた。
- 「作業環境を快適な状態に維持管理するための措置」の一つとして、喫煙対策が位置づけられている。

#### ② 職場における喫煙対策のためのガイドライン（平成8、15年）

- 事業場において、関係者が講ずべき原則的な措置を示したもの
- 条約の採択や健康増進法の施行を踏まえ、平成15年に見直し（平成8年は事業場内で喫煙することを前提としていたのを、改めた。）
- 平成27年6月の改正労働安全衛生法施行に伴い廃止（必要な部分は、平成27年5月15日の通達に引き継ぎ）
- 喫煙者と非喫煙者が相互に理解し、組織的に対策を進めることが重要との考え方に基づいている。

#### ③ 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行（平成27年）

## 2. 2 受動喫煙防止に係る法令・条約

### (3) 労働安全衛生法に基づく受動喫煙対策

#### ① 実情に応じた措置の努力義務

事業者は、労働者の受動喫煙※を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする

(第68条の2)

※ 室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること

## 2. 2 受動喫煙防止に関する法令・条約

### (3) 労働安全衛生法に基づく受動喫煙対策

#### ① 実情に応じた措置の努力義務

「事業者および事業場の実情に応じた措置」

とは？

**各事業場で実行可能な対策のうち  
最も効果的なもの！**

(国がある特定の対策を事業者に求めるものではない)

事業者が下記2点について努力（衛生委員会で調査・審議）

- ① 各事業場の現状や課題について把握・分析
- ② ①を踏まえ実行可能な対策の検討

## 2. 2 受動喫煙防止に係る法令・条約

### (3) 労働安全衛生法に基づく受動喫煙対策

#### ① 実情に応じた措置の努力義務

#### 「事業場の現状」とは？

- **特に配慮すべき労働者の有無**

妊婦、呼吸器・循環器疾患の患者さん、未成年者…

- **職場の空気環境の測定結果**

- **事業場の施設の状況**

施設は賃借か？消防法など他法令による制約は？

屋外排気装置は設置できる施設構造か？

- **労働者や顧客の理解度**

- **労働者や顧客の意見・要望**

- **労働者や顧客の喫煙状況**

など…

**対策の点検・見直しの時にも、上記の情報を把握しましょう！**

## 2. 2 受動喫煙防止に係る法令・条約

### (3) 労働安全衛生法に基づく受動喫煙対策

#### ② 国の援助規定

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、（中略）受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、（中略）その他の必要な援助に努めるものとする

（第71条）

現在国が実施している支援事業は後ほど紹介



## 職場の受動喫煙防止対策の実施について

経営幹部、管理者及び労働者の役割

安全衛生委員会（衛生委員会）

妊婦、未成年者への配慮

受動喫煙防止対策を組織的に進める

屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）

喫煙室の設置（空間分煙）

快適職場の形成

測定→評価→改善→確認

受動喫煙に関する教育、相談窓口（禁煙支援）

浮遊粉じん濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  一酸化炭素 $10\text{ppm}$  気流 $0.2\text{m}/\text{s}$



デジタル粉じん計

# 受動喫煙防止対策の推進について

- 受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- 受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- 受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等
- 受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等

基安発0515 第1号 平成27年5月15日

## ガイドラインの周知

安全衛生委員会

全面禁煙・空間分煙

快適職場の形成

分煙の勧め、喫煙に関わる健康教育

測定→評価→改善→確認

喫煙に関わる相談窓口（禁煙支援）

喫煙室設置

屋外に排気、におい対策

浮遊粉じん濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  一酸化炭素 $10\text{ppm}$  気流 $0.2\text{m}/\text{s}$

健康影響 個別相談・指導・助言

対策について評価

世界禁煙デー、ポスター掲示



岡田結実さん



# 3. 現在国が実施している支援事業

---

～ 意欲的に取り組む事業者をサポート ～

# 厚労省リーフレット

## 職場の受動喫煙防止対策

喫煙室設置財政的支援

専門家による技術的支援

デジタル粉じん計無料貸し出し

**職場の受動喫煙防止対策**

すすめていますか？

たばこの煙から働く人を守る

空気の良い体に優しい **職場づくり**



**受動喫煙とは……**  
室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

● 知ってほしい受動喫煙の害 ●

**副流煙**には  
●ニコチン 2.8倍  
●タール 3.4倍  
●一酸化炭素 4.7倍

主流煙よりも  
副流煙には、発がん性のある化学物質ベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれる。

**主流煙**  
喫煙者が吸い込む煙

目に見えない煙でも害はあり、あつという間に簡単に広がります。

**子どもへの影響も大!** 受動喫煙によって引き起こされる体への害  
肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など

**年間約6,800人!** 受動喫煙による死者数の推計  
受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死者数は、年間約6,800人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。  
厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。  
このパンフレットでは、事業者の皆様ぜひ知っておいていただきたい、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。

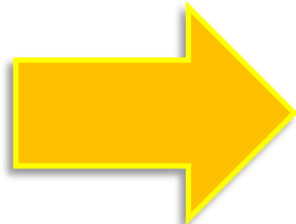


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
<http://www.mhlw.go.jp>

# 3. 現在国が実施している支援事業

## (1) 受動喫煙防止対策助成金

喫煙室作って分煙したいけど、  
工事費が高くて、とてもじゃないけどできないなあ…



対策にかかる費用の  
1/2 (最大100万  
円) を国が助成しま  
す!

対象となる事業主：すべての**中小企業事業主**

助成内容：

助成対象経費	助成率	上限額
工費、設備費、 機械装置費など	1/2	100万円

### 助成の対象となる措置

- (1) 一定の基準を満たす**喫煙室**の設置・改修  
(喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上)
- (2) 一定の基準を満たす**屋外喫煙所 (閉鎖系)**の設置・改修
- (3) 一定の基準を満たす**換気装置**の設置など (宿泊業・飲食店限定)  
(喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m<sup>3</sup>以下、または必要換気量が70.3× (席数) m<sup>3</sup>/h以上)

お問い合わせ・相談は  
事業場のある都道府県労働局 健康安全課 (健康課) へ!

# 3. 現在国が実施している支援事業

## (2) 技術的な相談窓口・周知啓発の説明会

喫煙室からたばこの煙が漏れてるけど、どう解決すれば…  
受動喫煙防止対策っていても何をすれば良いかわからないよ…  
助成金欲しいけど、要件を満たす設計や申請書の書き方がわからん！  
受動喫煙の健康影響や制度について勉強したいな  
会社で受動喫煙の研修を開催したいんだが、説明者が…



### 【支援の内容】

- (1) 専門家による電話相談・実地指導
- (2) 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で開催
- (3) 企業の研修や団体の会合で出前講座実施  
(専門家を派遣して、ご希望頂いた事項について説明します)

**無料です！** ※

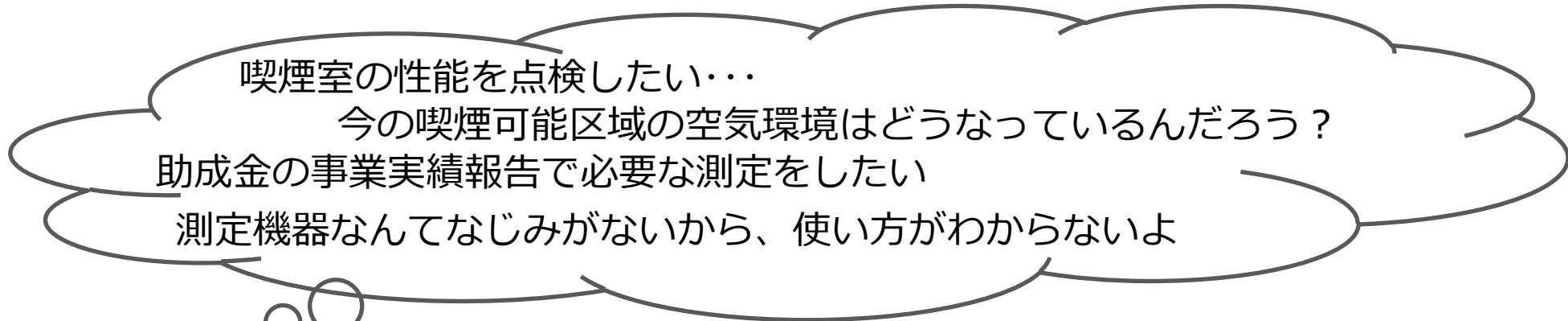
※お問い合わせの通話料のみ  
ご負担ください。

お問い合わせは (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会まで！  
(平成30年度事業委託先)

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

# 3. 現在国が実施している支援事業

## (3) 空気環境の測定機器の貸出し



### 【支援の内容】

- (1) デジタル粉じん計、風速計の貸出し
- (2) 専門家が事業場訪問し、測定方法・評価方法を説明
- (3) 企業の研修や団体の会合で測定方法の出前講座実施

**無料です！** ※

お問い合わせは**柴田科学株式会社**まで！

(平成30年度事業委託先)

【相談ダイヤル】 03-3635-5111 (FAX:050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-29044/>

※お問い合わせの通話料のみ  
ご負担ください。

## 4. 実地指導における事例紹介

---

～ 意欲的に取り組む事業者をサポート ～

## 実地指導で伺った喫煙室

## 喫煙室の実態を把握する

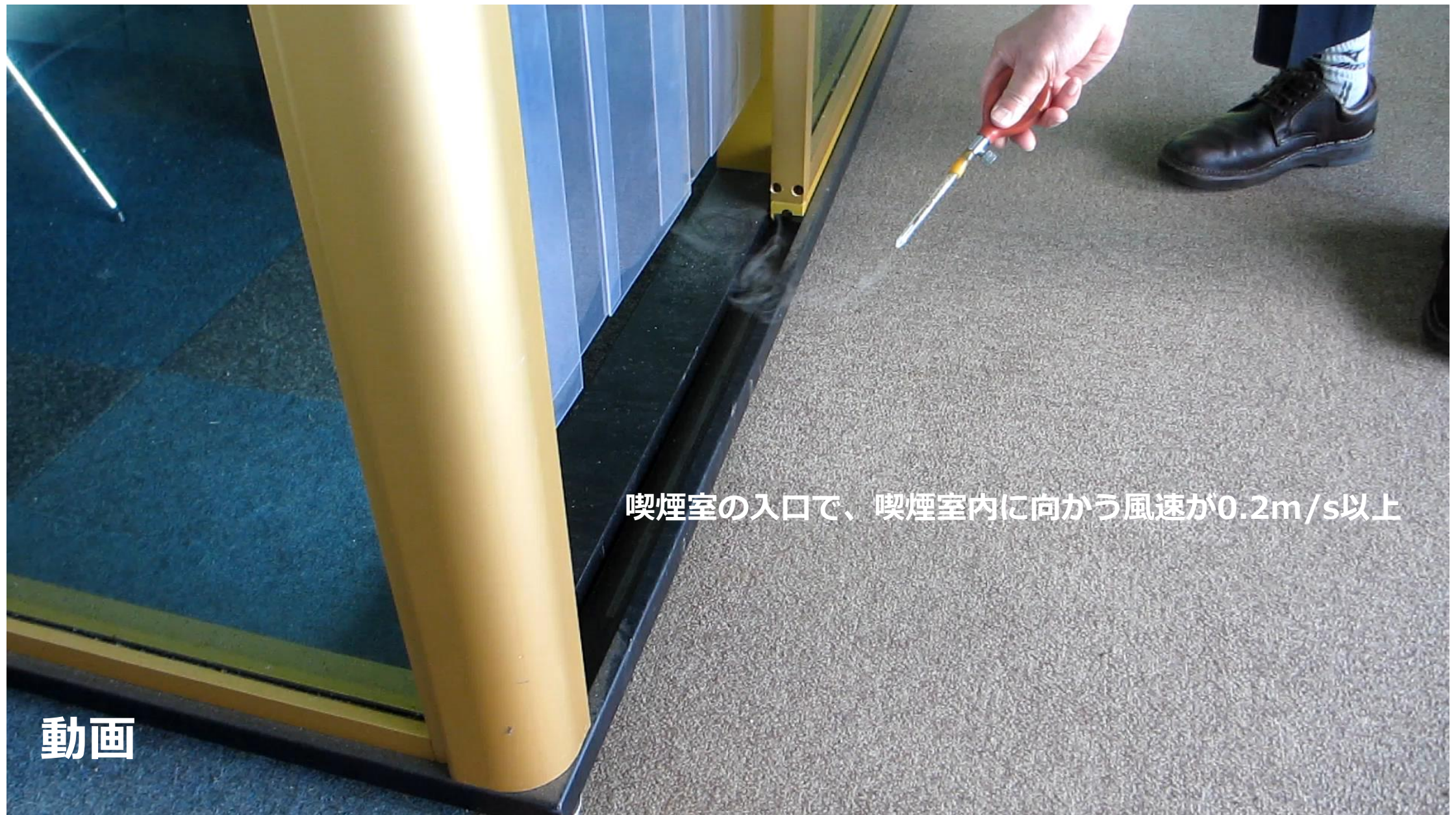


# 実地指導で伺った喫煙ゴルフ練習場室



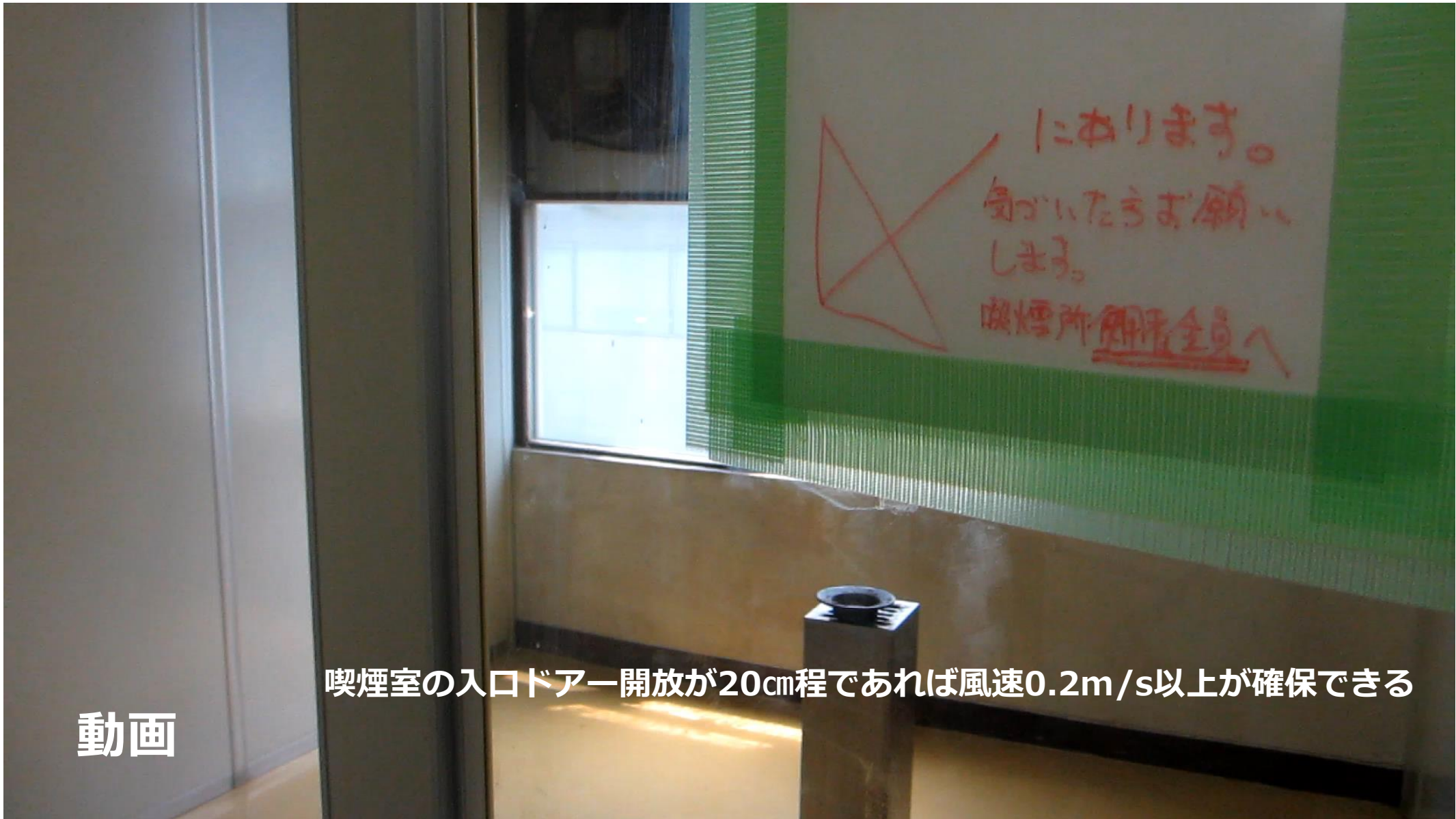
喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上





喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上

動画



動画

喫煙室の入口ドアー開放が20cm程であれば風速0.2m/s以上が確保できる

# 助成金によって設置された喫煙室



# 実地指導に伺った喫煙室



# 良好な喫煙室について



Smoke point 

スモークポイント



COPDの原因の約90%は、たばこの煙。  
(慢性閉塞性肺疾患)

世界第3位 その症状、COPDかもしれません。

せきやたんがある  息が切れる  たばこを吸っている(吸っていた)  
あなたの年齢をチェックする検査があります。「COPD発見」検査。

早期の診断と治療が大切です。かかりつけの医療機関で相談ください。

COPD発見プロジェクト 

## 5. 禁煙支援について

---

意欲的に取り組む事業者をサポート

# 喫煙サポート外来について



すぐ禁煙.jp

タバコの害について

禁煙外来について

禁煙するとどうなる？

<https://sugu-kinen.jp/treatment/about/>

## 医師があなたの禁煙をサポートします

禁煙は、自分一人ではなかなか達成できません。病院のサポートを受けながら、禁煙を続けてみませんか？

禁煙外来は、総合病院のほか、内科や循環器科、婦人科、外科、心療内科、耳鼻咽喉科など、さまざまな診療科で行っています。

禁煙外来では、医師が、あなたの喫煙歴をきちんと把握した上で、禁煙補助薬の処方、治療の経過を見守ってくれることです。禁煙中の症状（離脱症状）が起こっても、診察で相談できるので、うまく続けていくことができます。

また、条件を満たせば、健康保険等を使って禁煙治療ができます。

# 喫煙サポート外来について



すぐ禁煙.jp

タバコの害について

禁煙外来について

禁煙するとどうなる？

地図から探す

北陸・中部			
愛知	静岡	新潟	長野
岐阜	三重	石川	富山
山梨	福井		

近畿			
大阪	兵庫	京都	奈良
滋賀	和歌山		

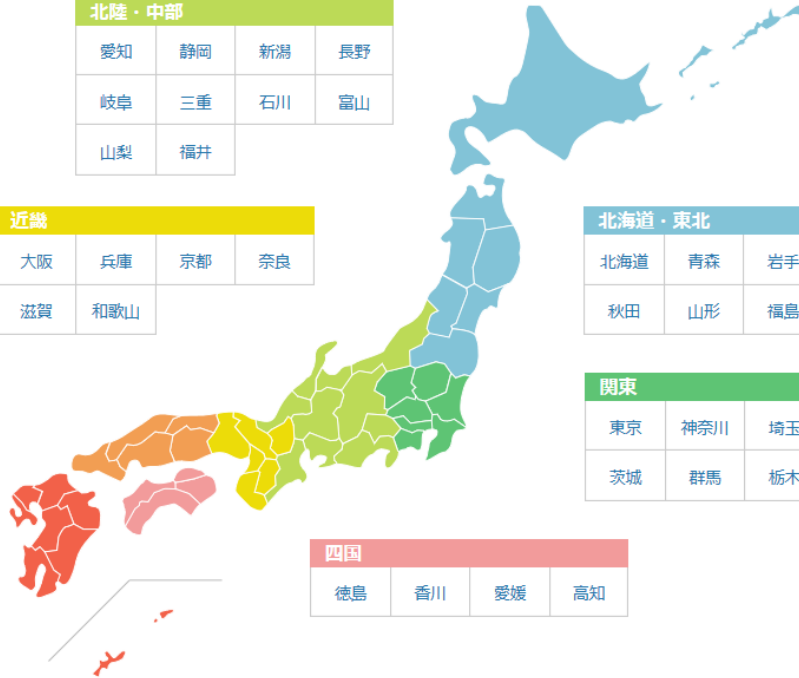
北海道・東北			
北海道	青森	岩手	宮城
秋田	山形	福島	

関東			
東京	神奈川	埼玉	千葉
茨城	群馬	栃木	

中国			
岡山	広島	鳥取	島根
山口			

九州・沖縄			
福岡	佐賀	長崎	熊本
大分	宮崎	鹿児島	沖縄

四国			
徳島	香川	愛媛	高知



住所・駅名・郵便番号で検索

10件中1-5件を表示中 → 次へ

- 大塚医院**  
〒1510071  
東京都渋谷区本町 3-3 1-1 3  
03-3372-0077
- 医療法人社団宏彰会西新宿コンシェルアカリニック**  
〒1600023  
東京都新宿区西新宿 6-2 0-7 コン  
シェルシア西新宿タワーズwestオフィ  
ス棟 2 F  
03-5323-8112
- 西新宿小林クリニック**  
〒1600023  
東京都新宿区西新宿 6-2 0-1 2 第  
二山ビル 4 F  
03-5989-0918
- 公益財団法人日本心臓血管圧研究振興会  
藤原記念クリニック**  
〒1600023  
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 N  
Sビル 4 F  
03-3344-3313
- 学校法人東京医科大学東京医科大学病  
院**  
〒1600023  
東京都新宿区西新宿 6-7-1  
03-3342-6111



# 喫煙サポート外来について



すぐ禁煙.jp

タバコの害について

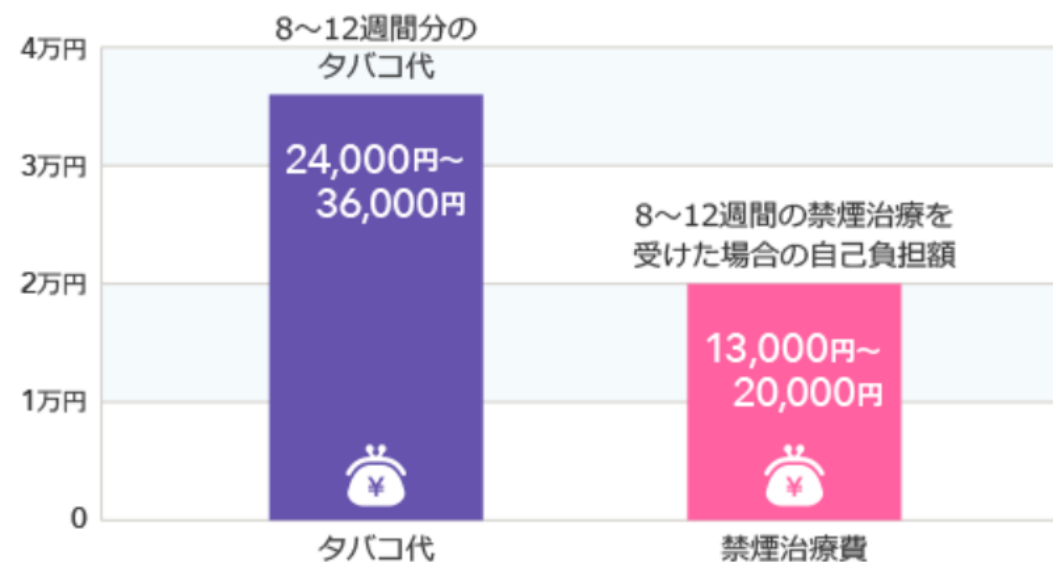
禁煙外来について

禁煙するとどうなる？

## 健康保険等による禁煙治療における患者さんの負担額（一例）

ニコチンを含まない飲み薬の場合 <sup>※5</sup>			
内 訳		費 用	自己負担額 (3割負担として)
診療所	初診料+再診料 <sup>※1</sup>	7,780円	6,040円
	ニコチン依存症管理料	9,620円	
	院外処方せん料 <sup>※2</sup>	2,720円	
保険薬局	調剤料 <sup>※3</sup>	6,160円	13,620円
	禁煙補助薬 <sup>※4</sup>	39,230円	
合計		65,510円	19,660円

## 健康保険等の適用と禁煙治療にかかる費用



# 喫煙サポート外来について

## 禁煙治療が保険適用で受けられる医療機関一覧

平成30年7月1日現在 ニコチン管理依存料届出施設

医療機関名称	区市町村	郵便番号	医療機関所在地	電話番号
1 社会福祉法人 三井記念病院	千代田区	101-0024	千代田区神田和泉町1番地	03-3862-9111
2 東京歯科大学水道橋病院	千代田区	101-0061	千代田区神田三崎町二丁目9番18号	03-3262-3421
3 農林水産省診療所	千代田区	100-0013	千代田区霞が関一丁目2番1号	03-3501-6372
4 出版健康保険組合診療所	千代田区	101-0062	千代田区神田駿河台一丁目7番地	03-3292-5001
5 公益財団法人 結核予防会 総合健診推進センター	千代田区	101-0061	千代田区神田三崎町一丁目3番12号	03-3292-9211
6 メラクリニック	千代田区	101-0045	千代田区神田鍛冶町三丁目3番地 栄立ビル2階	03-3252-1801
7 医療法人社団 鈴森内科クリニック	千代田区	101-0033	千代田区神田岩本町1番地 岩本町ビル4階	03-3253-7081
8 法務省共済組合診療所	千代田区	100-0013	千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎6号館17階	03-3580-4111
9 医療法人社団 滝医院	千代田区	102-0074	千代田区九段南四丁目3番1号	03-3264-3101
10 一般財団法人 健康医学協会 附属東都クリニック	千代田区	102-0094	千代田区紀尾井町4番1号 ホテルニューオータニガーデンタワー2階	03-3239-0301
11 市ヶ谷駅前診療所	千代田区	102-0076	千代田区五番町2番地 横山ビル1階	03-3234-5021
12 コハシ文春ビル診療所	千代田区	102-0094	千代田区紀尾井町3番地23号 文藝春秋新館	03-3264-4673
13 医療法人社団 裕健会 神田クリニック	千代田区	101-0047	千代田区内神田二丁目4番1号 神田メディカルビル2階-8階	03-3252-0621
14 医療法人社団 和平会 坪井医院	千代田区	101-0024	千代田区神田和泉町1番地 ファベルハウス2階	03-3866-7815
15 医療法人社団 神田診療所	千代田区	101-0047	千代田区内神田二丁目8番14号 高橋ビル1階2階	03-3256-0086
16 宮入内科	千代田区	100-0006	千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館3階	03-3211-4845

※東京都福祉保健局ホームページで公表されている保険適用で禁煙治療が受けられる医療機関の一部(全1869機関)

[ニコチン依存症治療に保険が適用される医療機関一覧\(平成30年7月1日現在\)エクセル形式\(Excel:186KB\)](#)



ご静聴ありがとうございました

佐倉市チューリップ祭り